

広島県告示第七百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県広島市安佐南区沼田町伴地内		
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
新畑九六三七 (五五九七)	急傾斜地の 崩壊	区域の名称	区域の名称	区域の表示及び 第八条第二項に 規定する土砂災 害防止対策の 土砂災害等にお ける警戒区域に 関する法律（平 成二十六年政令 第八十号）で定 める事項
新畑九六三七 (五五九七)	急傾斜地の 崩壊	区域の名称	区域の名称	区域の表示及び 第八条第二項に 規定する土砂災 害防止対策の 土砂災害等にお ける警戒区域に 関する法律（平 成二十六年政令 第八十号）で定 める事項
次の図のとおり		次の図のとおり		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。